

選挙管理委員会 3月定例会会議録

開催日	平成31年3月26日（火）
開会時間	午前10時00分
閉会時間	午前10時45分
開会場所	選挙管理委員会室
出席者	選挙管理委員：松川昭義委員長、青木眞知子委員、山内栄一郎委員、渡辺秀次委員 事務局：吉原事務局長、長坂選挙担当係長、小泉主任
次第及び会議内容	本日の書記：渡辺委員
1 決定事項	<p>（1）前回（3月臨時会）会議録について ＜平成31年3月1日（金）に開催した選挙管理委員会臨時会の会議録案について確認し、案のとおり決定した。＞</p> <p>（2）在外選挙人名簿の登録等について ＜平成31年3月2日から平成31年3月26日までの間の在外選挙人名簿登録等について、事務局から説明を受け、新たに名簿に登録する者は1人、名簿から抹消する者を1人と決定した。＞</p> <p>（3）公職の候補者が行う個人演説会の公営施設の設備の程度及び使用に関する定め並びに費用額の決定について ＜平成31年4月21日執行の中央区議会議員選挙及び中央区長選挙（以下、「区議会議員選挙等」という。）に係る選挙運動において、立候補者が個人演説会を行うことのできる公営の会場（区民館や区立小・中学校など）の設備を定めるとともに、その費用額を決定した。＞</p> <p>（4）期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について ＜「区議会議員選挙等」に係る期日前投票管理者及び職務代理者を決定した。＞</p> <p>（5）期日前投票立会人の選任について ＜「区議会議員選挙等」に係る期日前投票立会人を決定した。＞</p> <p>（6）投票管理者及び同職務代理者の選任について ＜「区議会議員選挙等」に係る投票管理者及び職務代理者を決定した。＞</p> <p>（7）投票立会人の選任について ＜「区議会議員選挙等」に係る投票立会人を決定した。＞</p> <p>（8）選挙長及び職務代理者の選任について ＜「区議会議員選挙等」に係る選挙長及び職務代理者を決定した。＞</p> <p>（9）選挙事務従事者の決定について ＜「区議会議員選挙等」に係る従事職員を決定した。＞</p> <p>《告示事項》</p> <p>（10）ポスター掲示場設置場所の告示について ＜「区議会議員選挙等」に係るポスター掲示場の設置場所について定め、告示を平成31年4月11日に行うことを決定した。＞</p>

(11) 選挙期日の告示について

<「区議会議員選挙等」の期日を定め、告示を平成31年4月14日に行うことを決定した。>

(12) 各投票区の投票所の告示について

<「区議会議員選挙等」の各投票所を定め、告示を平成31年4月14日に行うことを決定した。>

(13) 期日前投票所の告示について

<「区議会議員選挙等」の期日前投票所を定め、告示を平成31年4月14日に行うことを決定した。>

(14) 立候補届出の告示について

<「区議会議員選挙等」に係る立候補者の届出の告示を平成31年4月14日に行うことを決定した。>

(15) 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の告示について

<「区議会議員選挙等」に係る期日前投票管理者と職務代理者の告示を平成31年4月14日に行うことを決定した。>

(16) 投票管理者及び同職務代理者の告示について

<「区議会議員選挙等」に係る投票管理者と職務代理者の告示を平成31年4月14日に行うことを決定した。>

(17) 開票事務を選挙会事務に併せて行う告示並びに選挙会の日時と場所の告示について

<「区議会議員選挙等」に係る開票事務と選挙会事務を合同で実施し、また選挙会の日時と場所の告示を平成31年4月14日に行うことを決定した。>

(18) 選挙長及び同職務代理者の告示について

<「区議会議員選挙等」に係る選挙長と職務代理者の告示を平成31年4月14日に行うことを決定した。>

(19) 選挙立会人のくじを行う場所及び日時の告示について

<「区議会議員選挙等」に係る選挙立会人のくじを行う場所と日時の告示を平成31年4月14日に行うことを決定した。>

(20) 候補者の選挙運動費用支出制限額の告示について

<「区議会議員選挙等」に係る候補者の選挙運動費用の支出制限額の告示を平成31年4月14日に行うことを決定した。>

2 その他

(1) 当面の日程について

<選挙管理委員が出席する平成31年5月までの主な事業（定例会ほか）の日程について、事務局から説明を受け、確認した。>

(2) 「区議会議員選挙等」における街頭啓発活動について

<「区議会議員選挙等」における街頭啓発活動について事務局から説明を受け、実施日や活動内容を確認した。>

(3) 選挙啓発について

<「子どもの頃、親と一緒に投票所に行ったことがある方は、ない方に比べて、有権者になったときの投票率が高い」旨を説明するとともに、総務省が作成した「子供と一緒に選挙に行こう」というチラシを区役所本庁舎、両特別出張所に置き、配布していることと、区ホームページに掲載し、広く周知していくことを報告した。>